

## 職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様には深くお詫びし不祥事の再発防止に向け、より一層、職員の服務規律の確保に努めます。

### 1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	停職 1 月	上下水道局 水道部 課長級 (60 歳)	令和 5 年 3 月に週刊誌において、令和 3 年度から令和 4 年度に実施した水道工事に係る不適切支出疑惑との記事が掲載され、その後の調査において、工事費の不適切な積算、市民からの要求への行き過ぎた対応、公文書公開請求への不適切な対応、局内での事実調査への不適切な対応が判明した。 当時の部長級職員として、適切な事務処理を指揮監督すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算を承認し、把握している事実関係を上司に報告しないなど、適切な対応を行わなかった。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当
(2)	停職 1 月	上下水道局 水道部 課長級 (58 歳)	上記事案 (1) に関し、課長級職員として適切な事務処理を指揮監督すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算、把握している事実関係を上司に報告しないなどの不適切な行為を行った。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当
(3)	減給 1 月 (※)	上下水道局 サービス推進部 部長級 (59 歳)	上記事案 (1) のうち、工事費の不適切な積算に関し、部長級職員として適切な事務処理を監督すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算を是正することなく容認した。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(4)	減給 1月(※)	上下水道局 水道部 課長級 (52歳)	上記事案(1)に関し、当時の課長補佐級職員として適切な事務処理を指導すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算、公文書公開請求への不適切な対応などを行った。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(5)	減給 1月(※)	上下水道局 水道部 課長補佐級 (51歳)	上記事案(1)に関し、当時の係長級職員として適切な事務処理を執行又は指導すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算、公文書公開請求への不適切な対応などを行った。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(6)	戒告	上下水道局 水道部 一般職 (37歳)	上記事案(1)に関し、担当職員として適切な事務処理を執行すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算などを行った。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

※労働基準法第91条の規定により、直近3か月の平均賃金の一日分の半額

【参考】労働基準法第九十一条（制裁規定の制限）

就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない。

## 2 服務上の措置

上記の事案に関し、局長級職員1名に対し文書訓告、関係した職員3名（課長級2名、課長補佐級1名）に対し厳重注意を行った。

## 3 処分日

令和5年11月10日

## 4 損害賠償について

懲戒処分対象職員は、工事費の不適切な積算により上下水道局が被った損害について自主的に賠償する意向を示しています。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：上下水道局 サービス推進部 事業サポート課 電 話：072-250-9114 フ ァ ッ ク ス：072-250-9146
----------------------------	---